

決 定 事 項

実 施 状 況

(3) 大都市臨海部の再開発等都市整備等の推進

① 東京臨海部の再開発の推進

東京臨海部の再開発を引き続き推進するほか、都心と13号地を結ぶ臨港道路及び首都高速12号線の建設事業について、関連基盤施設整備の一環として、本年度内に着手する。

② 民間活力を活用した都市整備等の推進

都市開発等の需要の大きい都市において、公共投資によるインセンティブを与えつつ、できる限り民間の資金力、創意工夫等民間活力を活用して都市整備等を推進することとし、特に次の事業を引き続き重点的に進める。

i) 既成市街地の国公有地等の有効活用を図り、都市拠点の形成、市街地住宅の建設等を促進するため、新都市拠点整備事業及び特定住宅市街地総合整備促進事業を推進する。

ii) 地方都市の活性化とうるおいのある生活環境の整備を図るため、地方都市中心市街地活性化計画、地区更新計画に基づいて、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種事業を推進する。

iii) 災害に強い都市づくりを図るため、都市防災不燃化促進事業による地域の総合的な防災構造化及びスーパー堤防整備事業と併せた市街地

・大川端地区、東京港竹芝地区等の再開発を推進中。(運輸省、建設省)
 ・都心と13号地を結ぶ臨港道路については、昭和61年10月着工した。(運輸省)
 ・首都高速12号線の建設工事に昭和61年10月着手した。(建設省)
 ・「東京臨海部開発推進協議会」(関係省庁及び東京都より構成)を昭和61年11月28日に設置し、地域開発の基本方針及び広域的根幹施設の整備に関する基本方針を検討中。(国土庁)

・新都市拠点整備事業については、昭和61年度予算国費 266百万円をもち、事業地区4地区、調査地区5地区において実施した。(建設省)
 ・特定住宅市街地総合整備促進事業については、昭和61年度予算国費 5,348百万円をもち、事業地区10地区、調査地区5地区において実施した。(建設省)
 ・地方都市中心市街地活性化計画については、昭和60年度に7都市、61年度に10都市を認定し、各種事業を積極的に推進している。(建設省)
 ・地区更新計画については、昭和61年度に創設された制度であり、現在全国約30地区において計画策定準備中である。(建設省)
 ・都市防災不燃化促進事業については、5都市17地区において推進中。(建設省)

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>の再開発による都市の一体的な整備を推進する。</p>	<p>・スーパー堤防整備事業については、隅田川の沿川において事業実施中。 (建設省)</p>
<p>iv) 多様化し、高度化する港湾への要請に対処するため、港湾機能総合整備事業により港湾の再開発等を推進する。</p>	<p>・東京港竹芝地区再開発において、港湾機能総合整備事業による港湾業務用施設等の整備を推進するため、昭和62年度中に第三セクターを設立し、事業に着手する予定である。(運輸省)</p>
<p>③ 都市再開発方針の策定の推進</p> <p>都市の再開発を積極的かつ計画的に推進するため、再開発のマスタープランである都市再開発方針の策定を法律により義務づけられている都市については、概ね本年度中に完了させ、また、その他の地方都市等についても、その策定を促進する。</p>	<p>・義務付けられている都市 22都市 (昭和62年5月15日現在)</p> <p>うら、策定済 16都市</p> <p>原案作成中 6都市</p> <p>その他の策定済都市 9都市 (建設省)</p>
<p>④ 土地区画整理事業への民間活力の一層の活用</p> <p>業務代行方式の組合土地区画整理事業の促進のため、8月に行った同方式の促進に関する通達の趣旨の徹底、業務代行モデル契約の普及等を引き続き行う。</p>	<p>・地方公共団体の土地区画整理事業担当者の会議等において、通達の趣旨の徹底等に努めている。また、昭和61年9月に業務代行方式の実態調査を実施した。 (建設省)</p>
<p>(4) 地域開発等の推進</p> <p>① テクノポリス構想の推進</p> <p>テクノポリス構想の一層の推進により、民間活力による地域経済の活性化を図る。</p>	<p>・現在、テクノポリス開発計画は20地域について承認済み。(通商産業省、農林水産省、建設省、国土庁)</p> <p>・今後開発計画の承認を受けようとする地域に対応するため、昭和62年3月16日に開発指針の改正を行った。</p> <p>今後とも、要件に合致したテクノポリス開発計画の承認申請があれば、追加</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>② 国有林の活用 国有林に森林空間の総合的利用に係るレクリエーション施設等各種施設の整備を図るなどにより、国有林の有効活用を一層推進する。</p> <p>③ 民活によるレクリエーション地域整備の推進 国民のレクリエーション需要の増大に応じ、民間活力によりレクリエーション施設等の整備を図る。</p> <p>④ 地域における情報化の推進 地域における情報通信基盤の整備等情報化の推進を図るため、ニューメディア・コミュニティ構想（現在27地域）、テレトピア構想（現在53地域）、グリーントピア構想（現在20地域）、メディア・ターミナル構想（現在3地域）を引き続き推進するとともに、本年度よりインテリジェント・シティ構想を展開する。また、高度情報化の進展に対応して、インテリジェント・ビルに対し、本年度より新たに日本開発銀行及び北海道東北開発公庫による融資を行う。</p>	<p>承認を行っていく予定（なお、昭和62年3月20日、岩手県より承認申請を受理し現在審査中）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマングリーンプラン（国有林の森林空間総合利用整備事業）の積極的推進を図るための実施要領を昭和62年2月に施行。現在、候補地の選定作業を実施中。（農林水産省） ・民間事業者による一定の余暇関連施設整備に対して既存制度の活用により助成を実施中。 ・民活関連のプロジェクトであるレクリエーション都市、レクリエーション地域整備の中核となる大規模公園等の事業を推進している。 ・ニューメディア・コミュニティ構想においては、これまで昭和59年度8地域、昭和60年度7地域、昭和61年度6地域の21地域がモデル地域として指定しており、基盤技術研究促進センターからの出資等の支援策を実施しているところである。（通商産業省） <p>また、昭和61年度から、モデル情報システムを応用発展させた形で情報システムを導入しようとする地域をニューメディア・コミュニティ構想応用発展地域として指定し、地域の情報化を一層促進させることとしている。昭和61年度の応用発展地域としては、既に6地域が指定された。（通商産業省）</p> <p>なお、本年度指定された12地域については、情報システムの構築に向けて、地元が中心となり各種の調査等が実施されているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレトピア構想におけるモデル都市の指定については、第一次指定として昭和59年度34地域を、第二次指定として、昭和60年度19地域をテレトピア指定地域

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>IV. 中小企業対策等</p> <p>円高等内外の経済環境の急激な変化に直面する中小企業の構造転換等を支援するため、特に深刻かつ集中的な影響を受けている地域（以下、特定地域という）における中小企業に対し、地域中小企業ひいては地域経済の新たな活性化</p>	<p>に指定し、10地域をテレトピア整備推進地域としていたが、昭和61年11月にそのうち7地域を昭和62年3月に残る3地域を指定し、現在、指定地域は63地域となっている。</p> <p>テレトピア指定地域において、地域計画におけるシステムを構築する「テレトピア推進法人」に対し、基盤技術研究促進センターからの出資等の支援措置を実施しているところである。（郵政省）</p> <ul style="list-style-type: none">・グリーントピア構想推進については昭和61年度に20地域を構想推進地域として指定し、構想を策定した。（農林水産省）・メディア・ターミナル構想については、昭和61年1月から12月まで新東京国際空港、渋谷駅、大分駅・空港の3地域において情報提供実験を行ったところであり、現在、この実験結果をもとにメディア・ターミナルの整備のあり方について検討を行っている。（運輸省）・インテリジェント・シティ構想については、昭和62年3月に22都市を指定した。（建設省）・インテリジェント・ビルに対する融資については、昭和61年度に計7件が実施された。（建設省）

決 定 事 項

実 施 状 況

を促進するとの観点から、法的措置も含めた総合的な助成措置を講ずるとともに、昨年12月以来数次にわたって講じてきた中小企業特別調整対策を拡充・延長する。また金属鉱業について経営安定化対策を講ずる。

(1) 特定地域中小企業対策

① 特定地域中小企業対策臨時措置法（仮称）の制定

特定地域の中小企業（商店等も含む、以下同じ）に対し、事業転換等事業活動の調整を円滑に進めるための金融措置等や企業誘致等を促進するための金融措置等を講ずることとし特定地域中小企業対策臨時措置法（仮称）を制定する。

② 特定地域中小企業特別融資制度の創設

特定地域の中小企業の事業転換等の円滑化を図るため、超低利の融資制度を創設する。

③ 特定地域中小企業特別信用補完制度の創設

特定地域の中小企業の担保力・信用力の不足を補完するため、信用保険の特例措置を講ずる。

④ 地域活性化対策の推進

特定地域の中小企業の新たな環境への適応を円滑に推進し、地域経済の活性化を図るため、技術開発、需要開拓、企業誘致等を支援する地域活性化対策を推進する。

・特定地域中小企業対策臨時措置法を昭和61年12月5日に公布・施行。（通商産業省）

・特定地域中小企業特別融資制度（金利：現在 3.5%又は 4.5%）を創設。（昭和61年12月5日）（通商産業省）

・特定地域中小企業対策臨時措置法に基づき、特定地域関係保証を創設。（昭和61年12月5日）（通商産業省）

・特定地域中小企業対策臨時措置法を公布・施行し、下記の助成措置を実施中。

① 技術開発：中小企業事業団による加速的技術開発支援事業

② 需要開拓：特定地域の組合等が行う新商品開発・販路開拓事業等に対する助成

③ 企業誘致：関銀、北東公庫の基幹工業融資、工業再配置促進費補助金の活

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 既存の中小企業特別調整対策の拡充・延長</p> <p>① 中小企業国際経済調整対策等特別貸付の拡充・延長 中小企業国際経済調整対策等特別貸付について、取扱期間を延長し、貸付規模を追加する。</p> <p>② 国際経済関連保証の拡充・延長 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく国際経済関連保証について、取扱期間を延長し、保証規模を追加する。</p> <p>③ 無担保保険に係る特例措置 不況業種に属する中小企業者の担保力・信用力の不足を補完するため、国際経済関連保証及び倒産関連保証に係る無担保保険の限度額を引き上げることとし、所要の法的措置を講ずる。</p> <p>④ 政府系中小企業金融機関の融資弾力化対策等 政府系中小企業金融機関の融資について、今後、必要に応じ、貸付規模の追加を図るとともに、担保徴求の弾力化、既往貸付金の返済負担の軽減、返済猶予等を図り、中小企業金融の円滑化に配慮する。</p> <p>⑤ 小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）における金利の引下げ 円高等の影響により厳しい経営環境下にある下請企業、小売業等の小規模企業に対し、マル経制度の金利の引下げを図る。</p>	<p>用 なお、中小企業事業団の高度化融資につき検討中。（通商産業省）</p> <p>・取扱期間を昭和62年9月30日まで延長し、貸付規模を2,500億円追加した。（通商産業省）</p> <p>・取扱期間を昭和62年9月30日まで延長し、保証規模を1,000億円追加した。（通商産業省）</p> <p>・「中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律」を施行し（昭和61年12月5日）、限度額の引上げを実施。（通商産業省）</p> <p>・融資弾力化については、その趣旨の徹底を図るべく、政府系中小企業金融機関への指導を行うとともに、貸付規模の追加等を行った。</p> <p>・特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の認定を受けた者及び特定地域中小企業対策臨時措置法の承認を受けた者に対する金利の引下げ（6.3%→現在5.2%）を実施した。（通商産業省）</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>⑥ 転廃業円滑化対策</p> <p>5月の「当面の経済対策」に基づき、中小企業の転廃業の円滑化をするため設備共同廃棄を行う。</p> <p>⑦ 下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等</p> <p>親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、引き続き下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用するとともに、下請中小企業の仕事量の確保を図るため、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的、広域なあっせんに努める。</p>	<p>・綿スフ織物等繊維4業種について設備共同廃棄事業を実施中。(通商産業省)</p> <p>・下請代金支払遅延等防止法に基づく調査・検査を実施中。(公正取引委員会、通商産業省)</p> <p>・昭和62年4月1日に下請代金支払遅延等防止法の運用基準を改正し、現在、その内容を事業者団体を通じて関係事業者に周知徹底させているところである。(公正取引委員会、通商産業省)</p> <p>・下請取引の適正化を推進するために10月17日に親事業者等に対し指導通達を发出(親事業者 6,179社、親事業者団体 288団体、中小企業団体 279団体)。(通商産業省、公正取引委員会)</p> <p>・下請取引適正化月間(11月)において、下請取引の適正化等に関する講習会の開催(29都道府県、32会場)等普及・啓発活動を集中的に実施。(通商産業省、公正取引委員会)</p> <p>・地域ブロック(6ブロック)単位で広域あっせん会議を開催(通商産業省)</p>
<p>⑧ 中小企業の構造転換のための研修・診断指導の実施</p> <p>中小企業の構造転換を円滑に進めるため、中小企業大学校、都道府県等において事業転換等を内容とする研修を実施するとともに、総合指導調整会議を活用し、都道府県、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等が行う事業転換等に関する診断・指導の活動を本格化する。</p>	<p>・都道府県等、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会及び日本商工会議所に対し、事業転換のための研修、診断・指導の強化等を図るよう9月19日に通達発出済み。</p> <p>また、中小企業の構造転換のための研修、診断・指導の実施が円滑に行われるよう事業転換成功事例集、事業転換マニュアル、事業転換研修に係る標準的プログラム・講師リストを作成済み。診断・指導に係る地方公共団体及び全国各地の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の各指導機関等に対し配布</p>

決 定 事 項

請じる。

実 施 状 況

示す指標の最近3箇月の実績が対前年同期費で5%以上減少していることが1つの要件となっていたものを、昭和61年3月1日から1年間の暫定措置として、輸出比率が高い等の要件を満たす業種に限り、生産、雇用の状況を示す指標の最近の少なくとも1箇月の実績を含む3箇月の見込数値が5%以上減少していれば指定できることとしていたが、昭和61年10月20日から1年間の暫定措置として全ての業種について最近の1箇月の実績を含む3箇月の見込み数値が5%以上減少していれば指定を行えることとしたこと。

(労働省)

(2) 休業に係る雇用調整助成金の助成率の改善

昭和61年10月20日から1年間の暫定措置として、休業に係る雇用調整助成金の年助成率を事業主の支払った休業手当の2分の1(中小企業事業主にあっては3分の2)から、3分の2(同じく4分の3)に引き上げたこと。

(労働省)

(3) 教育訓練に係る雇用調整助成金及び離職前訓練に係る雇用調整助成金の訓練費の増額

昭和61年10月20日から1年間の暫定措置として、教育訓練及び離職前訓練の訓練費を730円(準則訓練等については850円)から、一律1,500円に引き上げたこと。(労働省)

(4) 出向に係る雇用調整助成金の助成対象期間の拡大

出向に係る雇用調整助成金の助成対象期間は、最長1年間とされていた

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 高年齢者や特定不況業種・特定不況地域からの離職者等特定の求職者について、その円滑な再就職の促進を図るため、特別の求人開拓を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金の助成内容の改善について必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 過剰人員を抱えている業種については、出向等の活用、転職に必要な職業訓練の実施等により、失業を伴わない企業間、産業界間移動を促進することとし、産業界と協力して移動の円滑化のための活動を推進する。</p>	<p>が、企業の行う雇用調整としての出向の実態等にかんがみ、これを1年間延長し最長2年間までの出向期間について助成の対象としたこと（本年10月20日からの恒久的措置）。</p> <p>(5) 再就職あっせんに係る雇用調整助成金の助成率の改善</p> <p>昭和61年10月20日から1年間の暫定措置として、特定不況業種事業主のあっせんにより、就職後直ちに常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される雇用調整助成金の助成率を雇入れ事業主の支払った賃金の4分の1（中小企業事業主にあつては3分の1）から3分の1（同じく2分の1）に引き上げたこと。（労働省）</p> <p>・求職者の動向をきめ細かく把握し、高年齢者、不況業種、不況地域離職者等特定の求職者に重点をおいて、求人開拓を積極的に推進するとともに、特定求職者雇用開発助成金制度について、昭和61年10月20日から1年間の暫定措置として、助成率を4分の1（中小企業にあつては3分の1）から、3分の1（同じく2分の1）に引き上げた（重度障害者等に係る助成率については、3分の1（中小企業にあつては2分の1）から2分の1（同じく3分の2）に引き上げた）。（労働省）</p> <p>・出向等に関する情報の収集、提供等を行うため、事業主側の出捐により設立された財団法人産業雇用安定センターに対し、情報提供等各種の援助を実施している。（労働省）</p> <p>・産業構造の変化等により雇用状況が悪化している特定雇用開発促進地域（43地</p>